



母子一体型ショートケア事業の実施

事業名	母子生活支援施設管理運営		
ここが ポイント	母子生活支援施設において、児童相談所、子ども家庭支援センターと併設する複合施設の強みを生かして、母子一体型ショートケア事業を実施します。	区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時（ <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続） <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ <input type="checkbox"/> 継続

区は令和7年9月1日に「港区こどもまんなか宣言」を行い、社会全体で子どもの人権を守り、すべての子どもが幸せを実感できる国際都市・港区の実現に向けて取り組んでいます。

虐待等を防ぐためには、様々な事情により保護者から適切な養育を受けられない児童や、育児に不安や悩みを抱える家庭に対し、早い段階での支援を充実させることが重要です。

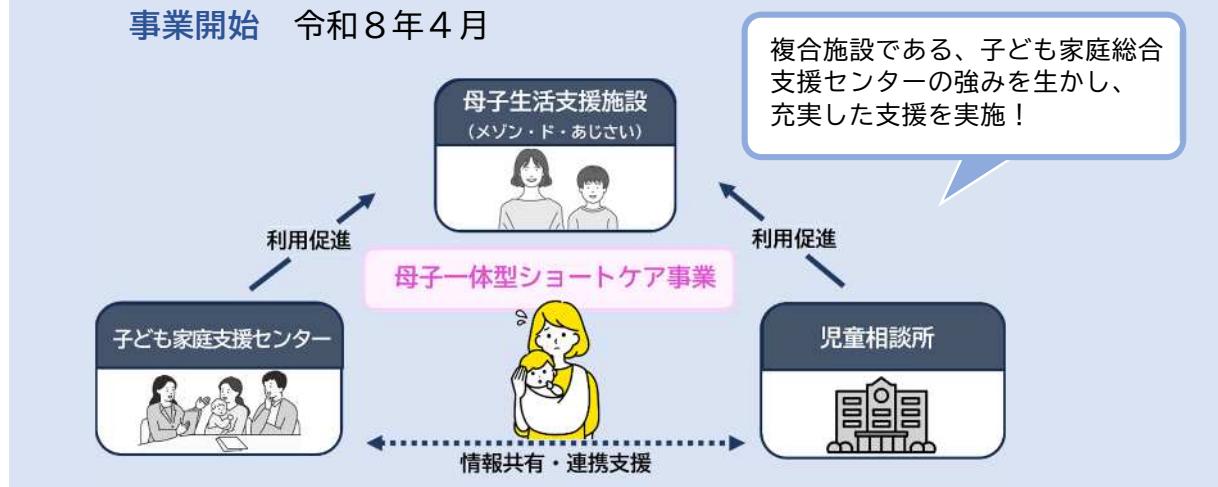
親子関係に課題を抱える母子が、支援計画をもとに家事や育児、相談支援等を受けながら親子関係の改善を図り、安心して生活していくよう、母子生活支援施設の1室を活用した母子一体型ショートケア事業を実施します。

母子一体型ショートケア事業の実施 概要

児童が一時保護所から家庭復帰する場合のほか、育児に疲れや不安を抱える母親も対象に、親子関係の修復や再構築を目的とした支援を行います。

- 母子生活支援施設・子ども家庭支援センター・児童相談所が連携して短期間の支援計画を作成
- 居室内で親子関係を見守りながら、家事や育児を支援
- 母子からの相談対応、カウンセリングなどの心理的なケアを実施

事業開始 令和8年4月



問合せ	相談支援担当（家庭相談係）
	課長：坪井（つぼい） 03-5962-7208 係長：宮本（みやもと） 03-5962-7214